

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月31日
【事業年度】	第17期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	株式会社和心
【英訳名】	Wagokoro co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 森 智宏
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	050-5243-3871
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮原 優
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番12号
【電話番号】	050-5243-3871
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 宮原 優
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月
売上高 (千円)	1,286,795	1,732,537	2,488,994	2,729,767	3,033,957
経常利益又は経常損失 () (千円)	64,792	153,609	246,220	87,817	108,044
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	24,516	94,929	150,833	40,364	191,350
持分法を適用した場合の投資損失 (千円)	-	-	-	-	11,715
資本金 (千円)	50,000	79,850	164,850	439,019	439,079
発行済株式総数					
普通株式 (株)	773	7,879	2,465,700	2,816,300	2,818,700
A種類株式	128	-	-	-	-
純資産額 (千円)	113,373	268,853	589,660	1,178,305	972,248
総資産額 (千円)	743,256	919,603	1,242,637	1,872,237	2,041,519
1株当たり純資産額 (円)	50.36	113.74	239.15	418.39	344.93
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	10.57	41.53	63.07	14.79	67.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	14.43	-
自己資本比率 (%)	15.3	29.3	47.5	62.9	47.6
自己資本利益率 (%)	24.6	49.7	35.1	4.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	70.72	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	171,911	21,978	216,154	77,903	32,626
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	74,132	147,164	146,075	290,529	401,321
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,148	7,901	52,259	680,061	316,912
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	340,631	223,347	345,685	657,315	540,279
従業員数 (人)	49	68	100	77	89
(外、平均臨時雇用者数)	(165)	(214)	(366)	(469)	(571)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	96.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(118.1)
最高株価 (円)	-	-	-	6,000	1,790
最低株価 (円)	-	-	-	979	850

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益について、第13期から第15期は関連会社が存在しないため、記載しておりません。第16期は関連会社が存在しますが、重要性が乏しいため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
5. 第13期から第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第17期は潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第17期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
7. 株価収益率について、第13期から第15期は当社株式が非上場であるため、記載しておりません。また、第17期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第13期から第16期の株主総利回り及び比較指標は、当社株式が2018年3月29日から東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、記載しておりません。また、第17期は、第16期を基準として算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。ただし、当社株式は、2018年3月29日から東京証券取引所マザーズ市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項はありません。
10. 当社は、2016年3月31日付でA種種類株式1株につき60株、2017年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社の代表取締役である森智宏は、1997年にアクセサリーブランド「かすう工房」を立ち上げました。同級生であった専務取締役の最上夢人、取締役の宮原優との3名で、デザインフェスタやフリーマーケットへの出店を開始し、シルバーアクセサリーを販売するため日本市場で最も流通量の多いタイ製のシルバーを求め、バンコク近郊に頻繁に足を運びました。

その結果、良質なデザインとタイの高い技術力を1つにした、原価を抑え、品質を維持したシルバーアクセサリーの供給体制を確立し、1998年にはOEM事業を開始、法人化に向けた収益の安定を目指しました。

1999年2月には、自社ブランドである「かすう工房」の初の直営店舗を東京・代官山にオープン、和柄をモチーフとしたシルバーアクセサリーの販売により顧客を増やし、2003年2月、当社の法人化に至りました。

年月	事業の変遷
2003年2月	東京都渋谷区代官山に装飾品の企画・製造を目的として、資本金1,000万円で株式会社和心を設立
2003年6月	本社を東京都世田谷区北沢に移転
2003年9月	東京都世田谷区北沢に装飾品の販売を目的として、資本金300万円で有限会社かすう工房を設立
2004年4月	東京都世田谷区北沢に装飾品の販売を目的として、資本金300万円で有限会社風垂を設立
2004年8月	本社を東京都世田谷区代沢に移転
2005年6月	かんざしブランド「かんざし屋wargo」発足、直営店舗各店で販売を開始
2005年11月	事業拡大の為、本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2006年3月	有限会社かすう工房及び有限会社風垂を吸収合併
2006年8月	直営ECサイト「wargo NIPPON」(現在 The Ichi) オープン
2007年8月	京都府京都市に初の関西エリア進出となる「京都かすう工房」オープン
2008年1月	事業拡大の為、本社を東京都杉並区清水に移転
2008年6月	レディースアパレルブランド「hiyori」発足(2015年終了)
	アニメ・マンガをモチーフとした直営ECサイト「アニミックスタイル」オープン
2012年1月	事業拡大の為、本社を東京都渋谷区千駄ヶ谷(現在地)に移転
2012年6月	OEM制作サイト「和心シルバー鑄造・研磨工場」、「ベルトバックル製造工場 和心金属工業」オープン
2012年10月	OEM制作サイト「かんざし工房和心」、「ジュエリー・アクセサリーボックス和心箱製作所」オープン
2013年6月	OEM制作サイト「オリジナルサングラス工房和心」、「褒章・ピンバッジ製造 和心金属加工工場」オープン
2013年9月	OEM制作サイト「天然石プレスレットOEM専門工場和心」オープン
2013年11月	OEM制作サイト「帽子屋和心 OEM製作工場」、「WAGOKOROジュエリー貴金属製造工場」オープン
2014年6月	事業拡大の為、京都府京都市中京区に京都河原町事務所を新設
2014年10月	新業態(コト事業)の観光着物レンタル事業「きものレンタルwargo」発足
	京都府京都市に「京都きものレンタルwargo清水坂店」を含む4店舗同時オープン
2015年5月	傘ブランド「北斎グラフィック」及び帯留めブランド「おびどめ屋wargo」発足
	福岡県福岡市・福岡PARCO内に傘ブランド「福岡天神北斎グラフィック」(2017年閉店)オープン
2016年1月	「きものレンタルwargo」で冠婚葬祭向け着物レンタルを開始
2016年4月	事業拡大の為、京都府京都市下京区に京都事務所を開設し京都河原町事務所の機能を移管 京都コールセンター・京都ロジックセンターを同時開設
2016年6月	浴衣ブランド「ゆかた屋hiyori」発足
2016年9月	OEM制作サイト「傘OEM生産工場和心」オープン
2017年1月	OEM制作サイト「レザー製品専門OEM工場和心」オープン
2017年6月	箸ブランド「箸や万作」発足 京都府京都市に「京錦箸や万作本店」オープン
2017年7月	OEM制作サイト「和心箸専門OEMサイト」オープン
2018年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2019年8月	日本猫雑貨ブランド「猫まっしぐら」発足 京都府京都市にて「京都二年坂猫まっしぐら」、東京都板橋区にて「巣鴨地蔵通り猫まっしぐら」、福岡県福岡市・キャナルシティ博多内に「博多キャナル猫まっしぐら」オープン

3【事業の内容】

当社は『日本のカルチャーを世界へ』を経営理念に、「日本文化を感じるモノを作り販売する」モノ事業と「日本文化の良さを体験してもらおう」コト事業の2つの事業を運営しております。

当社が製品・サービスのテーマに掲げる“日本のカルチャー”とは、日本の風土そのもの、またそれにより育まれた日本人の民族性、生活様式／習慣、或いはそれらに影響を受けた人々が生み出してきた哲学や思想、文化・芸術や技術の賜物です。伝統と革新の両面で、日本という国を象徴するあらゆるモノ、そこに住む我々日本人を形づくってきたあらゆるコトを意味しています。

2つの事業のいずれにおいても、インターネット上での周知・拡散を集客手段の基本とし、京都をはじめとした国内の主要都市／観光地においてドミナント出店（注）を行うことで、お客様が最初に接点を持った1店舗／1媒体を入口に、他店舗／他媒体への興味・関心を喚起することで、お客様に複数の製品と購買機会を提供するビジネスモデルを展開しております。

（注）「ドミナント出店」とは、小売業が特定の地域に集中して出店し、管理や販促等の効率化やコスト削減を図ることをいいます。

(1) モノ事業

モノ事業は、企画・デザインから製造、販売までを自社で徹底して管理する製造小売業、いわゆるSPA（「Specialty store retailer of Private label Apparel」の略語）の事業形態を取っております。店舗の空間設計や施工、オムニチャネル化を可能としたECサイトの開発・運用まで一貫して管理する事業形態を取ること、効率的かつ高収益を目指した小売業を展開しております。

また、小売業で蓄積したノウハウを武器に、他企業へのOEM提案を行っております。

小売部門

[かんざし屋wargo]、[北斎グラフィック]、[箸や万作]、[猫まっしぐら]、[かすう工房]、[おびどめ屋wargo]、[ゆかた屋hiyori]及びこれら複数ブランドの商品を取り扱う複合店舗[The Ichi]を京都をはじめ国内の主要都市／観光地に展開しております。

また、店舗出店の他、ECサイトにおける販売及び催事場による販売も行っております。

いずれのブランドにおいてもオリジナルデザインを中心に、伝統工芸から人気キャラクターまで様々なコラボ商品を手掛けており、1商材に対する商品数の充実に注力し、多種多様な顧客ニーズに対応しております。また、お客様が楽しみながらお買い物をして頂ける店作りを追求しております。

各ブランドの主な特徴は以下のとおりです。

ブランド名	主な特徴
[かんざし屋wargo]	2005年に発足した、かんざしをメイン商材とした当社主力ブランドであり、[かんざし屋wargo]にて販売しております。 日本の伝統的な装飾品であるかんざしを、オリジナルデザインで現代に蘇らせることをコンセプトとし、和の伝統美を取り入れながら現代の日常生活で気軽に楽しめる商品を展開しております。 とんぼ玉を使用した商品を主体に、漆やべっ甲などの高級素材や、羽、硝子、コサージュ、ビーズなどのカジュアルな素材を使用したバラエティ豊かな商品は、和装にも洋装にも合わせることができるといったデザインです。
[北斎グラフィック]	傘をメイン商材としたブランドであり、[北斎グラフィック]にて販売しております。 軽量で機能的な現代の傘に、伝統を継承した和傘スタイルを併せ持つ、新しい傘を提案しております。16本骨長傘、24本骨蛇の目傘、番傘、舞妓傘、折畳傘、日傘、透明傘（ビニール傘）などの商品では、企画・デザインを自社で行い、日本の伝統を取り入れながら、大胆なモダンデザインを表現しております。
[箸や万作]	2017年6月に発足した箸をメイン商材としたブランドであり、[箸や万作]にて展開しております。 「万(よろず)の箸を作る」という意味を込めた箸と箸置き専門店、日本全国の箸が手に入るような専門店を目指しております。箸と箸置き以外にも日本各地の窯元で制作された陶磁器や、四季折々の風情を感じさせるガラス製食器も取り扱っております。その他、出産祝、結婚祝、卒業祝など生活の中にある「めでたい日」に着目したギフトBOXも取り揃えております。

ブランド名	主な特徴
[猫まっしぐら]	猫まっしぐらは、ありとあらゆるところで猫に触れ合えるように、日本猫（和猫）にこだわり、日本猫を中心とした猫雑貨専門店として誕生いたしました。また、商品の企画・デザイン・販売店舗作り（webデザイン）・販売までの全ての工程を自社で行うThe Ichiの提供だからこそできる、ここでしか手に入らない猫まっしぐらオリジナル商品も多数ご用意しております。
[かすう工房]	” 伝統意匠とアクセサリーとの融合 ” をコンセプトとして、和柄のシルバーアクセサリーをメイン商材として展開するブランドで、[The Ichi] にて販売しております。 重厚な趣きのシルバー素材のみならず、経年劣化しにくい真鍮素材や天然石、あるいは植物繊維などの非金属素材を取り入れております。ペンダントヘッドや携帯チャームなどの幅広い用途で使用する事ができる根付は定番アイテムになっており、その他に、指輪、ピアス、ネックレスなどオーソドックスなアイテムも展開しております。日本を愛する心と魂がたくさんつまったアイテムを、職人たちが全て手作りで仕上げております。
[おびどめ屋wargo]	帯留めをメイン商材に展開するブランドであり、主に[The Ichi] にて販売しております。 日本が育ててきた伝統美を守りながら、遊び心を取り入れて、日本の美を世界へ広げていくことをコンセプトにしております。九谷焼などの伝統工芸、アニメキャラクター、帯留め作家とのコラボ商品など、デザインの幅が広く、ブローチ金具やチャーカー、ベルトなどのサブアイテムも併せて提供することで、和装のみならず洋装にも合わせることができるよう商品企画をしております。
[ゆかた屋hiyori]	浴衣をメイン商材としたブランドであり、主に催事場において販売しております。 日本のカルチャーを追求し続けてきた当社ならではの、個性的なデザインを特徴とした和装ブランドであり、花や金魚などの定番モチーフから人魚姫や海月のような珍しいモチーフを取り入れております。かんざし同様、消費者に浴衣の新たなイメージを提案しております。

O E M部門

当社は、アニメ、マンガ、ゲーム及びそのキャラクターグッズなどクールジャパンの筆頭に挙げられるサブカルチャーコンテンツを手掛ける企業を主要取引先として、自社商品の製造過程で培ってきた国内外の多数の提携工場とのリレーションを活かし、原価を抑え、品質を維持した小ロット生産にも対応できるO E Mサービスを提供しております。

シルバーアクセサリー、かんざし、化粧箱、天然石ネックレス、サングラス・メガネ、バックル、帽子、ジュエリー、ピンバッチ・社章、傘、レザー製品、箸、器といった幅広い商材を提案できる事を強みとして、商材毎に特化したO E M制作サイトを開設し、新規顧客開拓の主要手段としております。営業スタッフは提案活動に注力できる体制を整え、1企業に多商材を提案することで長期的な取引関係を構築しております。

長年にわたる小売店舗の運営経験を活かし、市場トレンド・消費者ニーズに関する豊富な知見を根拠とした提案が可能であること、また社内にデザイナーを抱えていることからデザイナーと顧客との間で直接コミュニケーションが可能であることなどが特徴に挙げられます。

(2) コト事業

[きものレンタルwargo]では、京都をはじめ国内の主要都市/観光地に出店する他、ECサイトからの予約システムや、ECサイトで着物一式を借りることができる宅配着物レンタルサービスを運営しております。

店舗では荷物のお預かりサービスも提供しており、お客様には手ぶらで着物を楽しんでいただけます。

なお、京都府では[京都きものレンタルwargo]、京都府以外の地域では[きものレンタルwargo]の店舗名で事業展開しております。

観光部門

“世界中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、京都をはじめ国内の主要都市/観光地の実店舗で観光客向けの着物をレンタルしております。

着物を着慣れない現代の若者や外国人にも扱いやすいポリエステル素材の着物を、着付け無料で貸し出すことで、誰もが気軽に日本古来の装いと接点を持てる機会を提供しております。

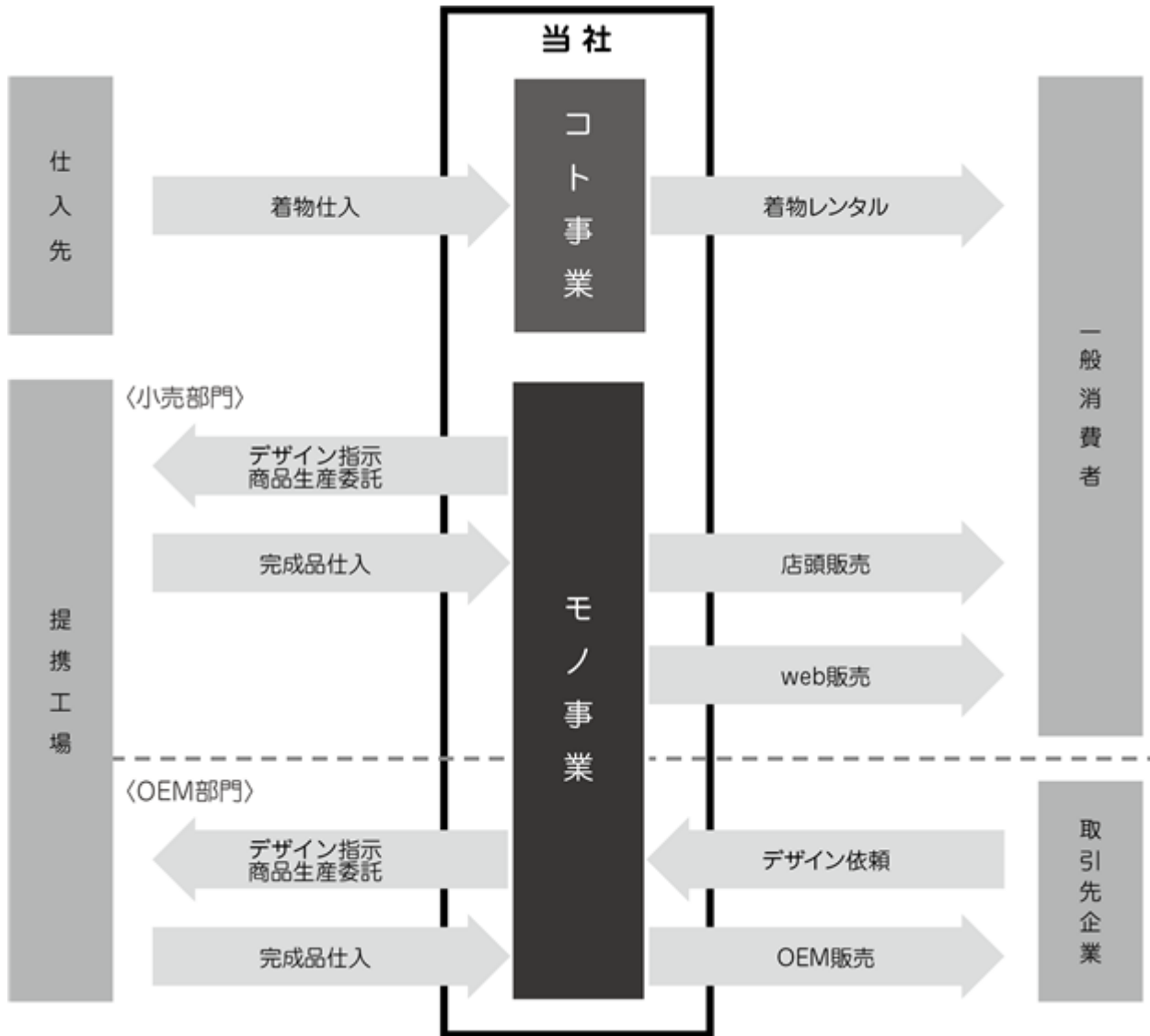
インバウンド（訪日外国人）需要にも応えるため、自社開発のECサイトを他国言語で展開しております。個人旅行者でもレンタル料金の事前決済まで自国の言葉で不安なく行うことが可能です。また、アジア各国の現地旅行代理店と提携し、団体旅行者の集客も行っております。その他、メディア・イベントへの衣装協力、ソーシャルリーダー（注）とのコラボ企画などによる国内外認知度向上にも力を入れております。

（注） 「ソーシャルリーダー」とは、「FacebookやInstagramをはじめとするSNS等において影響力が高い者」をいいます。

冠婚葬祭部門

“日本中の人に着物を楽しんでもらう”ことを目的に、特に需要の多い都市部の実店舗とECサイト（宅配きものレンタルwargo）を運営し、出生、進入学、成人、就職、結婚などのライフイベント向けの着物をレンタルしております。

[事業系統図]



各セグメントにおける都道府県別及び業態別の店舗状況は次のとおりであります。

< 都道府県別 >

セグメント	都道府県	2018年12月末店舗数	2019年12月末店舗数
モノ事業	北海道	1	-
	宮城県	1	1
	群馬県	-	1
	東京都	13	14
	千葉県	2	2
	神奈川県	5	5
	長野県	-	1
	静岡県	3	1
	愛知県	5	5
	京都府	16	18
	大阪府	1	1
	兵庫県	2	2
	岡山県	-	2
	広島県	-	1
	鳥取県	-	1
	島根県	-	2
	香川県	2	-
	福岡県	5	6
	大分県	2	2
	熊本県	2	2
鹿児島県	2	2	
沖縄県	6	3	
	モノ事業合計	68	72
コト事業	北海道	1	1
	宮城県	1	1
	東京都	2	4
	神奈川県	1	1
	石川県	1	1
	京都府	8	7
	大阪府	1	1
	岡山県	-	1
	福岡県	1	1
	沖縄県	-	1
		コト事業合計	16
	合計	84	91

< 業態別 >

セグメント	業態	2018年12月末店舗数	2019年12月末店舗数
モノ事業	かんざし屋wargo	19	19
	北斎グラフィック	30	29
	簞や万作	15	12
	The Ichi	4	5
	猫まっしぐら	-	7
	モノ事業合計	68	72
コト事業	きものレンタルwargo	16	19
	コト事業合計	16	19
合計		84	91

4【関係会社の状況】

当社は関連会社2社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
89 (571)	30.9	2.1	3,990

セグメントの名称	従業員数(人)
モノ事業	57 (215)
コト事業	5 (303)
全社(共通)	27 (53)
合計	89 (571)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含みます。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門等に所属している従業員です。
 4. 従業員数が当期中において12名増加しております。これは事業拡大によるものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものです。

（経営方針）

当社が掲げる経営理念『日本のカルチャーを世界へ』の“日本のカルチャー”とは、日本の風土そのもの、またそれにより育まれた日本人の民族性、生活様式／習慣、或いはそれらに影響を受けた人々が生み出してきた哲学や思想、文化・芸術や技術の賜物です。当社は、そのような“日本のカルチャー”を1人でも多くの方に実感できる場を提供することを通じて、日本のみならず世界のみならずを幸せにすることが、当社の存在意義であると考えております。

（経営戦略）

伝統と革新の両面で、日本という国を象徴するあらゆるモノとそこに住む我々日本人を形づくってきたあらゆるコトの2軸のサービスを提供しており、モノ事業の新規ブランドの開発、コト事業の新規体験サービスの開発並びにIT技術革新への対応及び新規出店の加速を実現し、さらなる事業拡大を目指してまいります。

（経営環境及び対処すべき課題）

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。なお、当社が運営する事業は、物品の販売を行うモノ事業とサービスの提供を行うコト事業に大別されます。

(1) 事業推進上の課題

好立地・好条件の物件獲得

当社の事業発展には、好立地・好条件物件への新規出店を継続的に行うことが重要と考えております。

当社は複数ルートからの物件情報収集と積極的な条件交渉を行い、全国の主要都市／観光地への出店を加速、営業基盤を拡大してまいりました。

新規出店計画は当社の事業発展に欠かせないばかりか、当社の収益に影響を及ぼすリスクがあるものと認識しております。

そのため、好立地・好条件の物件を獲得するためのネットワークを確立できるよう努めるとともに、ドミナント戦略の特性を活かした計画的かつ効率的な出店を行い、出店準備の内製化等の具体的施策も含め、更なる収益性の向上に努めてまいります。

IT技術革新への対応

近年、デバイスの多様化と進化に伴い、インターネット経由の消費が増加するとともにEC市場参入企業が増えており、競争力を強化する上でIT技術革新への迅速な対応が課題と考えております。

当社はモノ事業及びコト事業ともに集客手段としてインターネット上に複数のECサイトを運営しております。

ECサイトの企画から開発、運営とwebマーケティングの運用を一貫して内製化することで迅速で高頻度な新コンテンツのリリース等に対応してきました。

また、コト事業では[きものレンタルwargo]の売上促進のため、各国の言語に対するSEO(注1)を積極的に行うことで、検索ボリュームの多い関連キーワードで検索結果上位表示を獲得することにより国内外におけるECサイトへの集客と予約獲得に努めております。

webマーケティング、ユーザビリティ及びコンテンツへの対応が、今後の競争力を強化する上で重要と考え、当社は今後も以下のような具体的施策により競合との差別化を図ってまいります。

・モノ事業

(ア) 新規ブランドの継続的なリリース

(イ) 新規商材におけるOEM制作サイトのリリース

(ウ) 各事業店舗及びECサイトにおける顧客情報の統合

・コト事業

(ア) [きものレンタルwargo]の訪日観光客数の上位国の多言語対応促進

(イ) RFID(注2)による(着物など)大量商品の在庫管理システム化

(注1)「Search Engine Optimization」の略であり、検索エンジンの自然検索の検索結果において自社webサイトが上位表示されるようにwebサイトの構成等を調整すること。

(注2)「Radio Frequency Identifier」の略で、電磁界や電波などを用いた近距離無線通信をいいます。

日本文化の体験への誘致

コト事業 - 観光部門の事業発展には、継続的かつ効果的な周知活動が重要と考えております。

日本国内でも一般的に着物を自装する習慣がなくなった現在、メインターゲットである観光客は、外国人はもちろん日本人であっても、“着物をレンタルして観光地を歩くという文化体験の存在自体を知らない”という前提に立ったサービスの提供とマーケティングが必要と考えております。

当社はコト事業もインターネット上のECサイトを主要な集客手段として活用しておりますが、サービスに直結したプランや価格表、店舗アクセス、予約フォームなどの基本的なコンテンツ以外に、“着物をレンタルして観光地を歩くという文化体験の存在自体を知らない”人の他の検索行動の中に接点を持てるよう、着物や店舗周辺の観光名所に関する知識系コンテンツ、各店舗のお客様の様子や旬のイベントなどの時事系コンテンツが充実したECサイトの構成に注力しております。

また、偶然に店頭を通りがかり、はじめてこのサービスの存在を知ったというお客様が身一つで着物を楽しめるよう、着物自体のレンタルはもとより、着付けや荷物のお預かり、ヘアセットや記念写真までワンストップサービスを提供しております。

なお、当社運営のECサイトは更なるインバウンド需要の獲得を目指して日本語も含め、計12か国語展開で事前予約に対応している他、Facebookページの多言語展開、画像共有サイトInstagramへの投稿など、外国語への対応を重要視しております。2016年からインバウンド対応プロジェクトとしてアジア各国の現地旅行代理店との業務提携によるサービスの認知度向上に向けた活動にも力を入れております。

安定した需要の確保

モノ事業 - OEM部門は、キャラクターグッズ業界をはじめとしたコンテンツ産業に高いニーズがあります。ゲームやアニメなどへの消費は、経済変動による影響が大きいため、景気に左右されない安定した需要の創造と確保が大きな課題と考えております。

当社には、大手企業のゲームやアニメキャラクターとのコラボ商品の開発及び販売実績が多数ありますが、さらにモノ事業 - 小売り部門の実店舗やECサイトを通じて得る市場トレンド・消費者ニーズに関する情報や開発のノウハウをOEM部門の提案内容に織り込み、競合他社との差別化を図っております。

また、コト事業経由のアーティストへの衣装協力、出張着付けによる技術協力などを通じ、ポップカルチャー、サブカルチャーとの接点を増やすことで関係強化に努め、収益の獲得につなげてまいります。

新規・周辺領域ビジネスの立上げ

当社は設立以来、商材の企画・開発を行い、主に商材ごとのマルチブランド展開戦略で成長を図ってまいりました。当社が事業の高い成長と企業価値の向上を継続的にさせていくためには、既存及び新規ブランドの店舗開発を積極的に進めて行くとともに新規・周辺領域ビジネスにチャレンジしていくことが必要であると考えております。

現在、コト事業の観光レンタルにおいては、一定の評価が得られた結果、収益の柱として確立してまいりましたが、より市場規模の大きい冠婚葬祭着物のレンタルを強化することで、更なる事業拡大を目指します。

また、CtoCのオンラインプラットフォーム「着付け師マッチングアプリK2K」として、着物を着たいものの自分で着付けができない、どこにお願いしたら良いかわからないなどの悩みを解決すべく、着物を着たい人と着付けができる人とをマッチングし、いつでも、どこでも、誰もが気軽に着物を楽しめる環境を提供するシェアリングエコノミー型サービスを提供し、スタンダードプラットフォームとしての地位の獲得を目指します。

上記のサービスの他、今後もリスク管理体制の整備・運用を徹底した上で、新規及び周辺領域ビジネスの立上げによる収益の多角化を積極的に進めてまいります。

(2) 組織運営上の課題

人材の採用と育成

当社が継続的成長を遂げるためには、各分野に精通した優秀な人材の確保が重要であると考えております。中でも、当社が提供する商品やサービスのテーマとなる「日本のカルチャー」に関連する知識や経験を備えたデザイナーやECサイト運営に係るエンジニアの確保、熟練の着付け師の増員が重要な課題であると認識しており、当該人材の採用に注力してまいります。

入社時には正社員、アルバイトを問わず、全ての社員・スタッフに当社の企業理念や今後の事業についての研修を実施し、全社員・スタッフが統一した意識を持ち業務に当たるよう育成をしております。

情報管理体制の強化

当社は主要な集客手段としてインターネット上に複数の自社媒体を運営しており、多数の個人情報を有しているため、情報管理が最重要課題であると認識しております。

当社においては、厳格な個人情報管理体制を構築しておりますが、今後も、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等を実施し、情報管理体制の維持及び強化を図ってまいります。また、社内業務の効率化と省力化を図るため、社内情報システムの整備を継続的に行ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも事業遂行上のリスクとは捉えていない事項についても、投資者の投資判断上もしくは当社の事業を理解いただく上で重要と考えられる事項は、投資者に対する情報開示の観点から記載しております。

なお、本文中における将来に関する事項は本書提出日現在における当社の判断に基づくものであり、不確実性を内在しているため実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 競合・経済情勢・市場規模について

競合について

当社が運営する事業は、物品の販売を行うモノ事業とサービスの提供を行うコト事業に大別されますが、モノ事業（OEM部門）の一部案件を除き、いずれの事業においても一般消費者が最終顧客となることから、常に、商品・サービス・価格に関して国内外の競合企業と競争状態にあります。当社の商品・サービス・価格の競合他社に対する魅力が劣る等により事業競争力が相対的に低下し、顧客が競合他社を選択する場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

経済情勢について

当社は「日本のカルチャー」をテーマに、国内の主要都市／観光地で服飾雑貨や生活雑貨等のオリジナル商品の販売や、着物のレンタル店を営んでおります。外部環境の変化による気候状況、景気後退、大規模災害等に伴う消費縮小、来店客減少によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

市場環境について

当社事業を取り巻く市場環境は、日本文化を象徴するデザインや日本製の商品に対する好感度の高さ、外国人観光客の増加など、国内外を問わず需要が拡大している状態と考えております。

急激なインバウンド需要の増加の結果、市場規模の拡大から異業種企業の参入等、市場の構造変化が劇的に進んだ場合は当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、わが国における戦争・紛争・テロの発生、感染症等の疫病の流行、大規模地震や台風等の自然災害、外交関係の悪化による訪日外国人客の減少等の場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大について、世界保健機関（WHO）はパンデミック（世界的な大流行）であると表明しました。インバウンドを含む観光需要は大きく減少しており、その影響により来客者数及び売上高が減少しています。終息の見込みは立っておらず、感染の更なる拡大と長期の経済活動の停滞が予想され、当社の業績及び財政状態に大きく影響する可能性があります。

(2) 法的規制について

当社モノ事業については「食品衛生法」「製造物責任法」「動物愛護管理法」「著作権法」が、コト事業については「美容師法」「古物営業法」「電波法」「消費者契約法」、また上記両事業については「特定商取引法」「個人情報保護法」「電子消費者契約法」「商標法」「景品表示法」等の法的規制が存在しています。当社では、上記を含む各種法的規制に関して、法令遵守体制の整備・強化、社員教育を行っております。

しかしながら、今後新たな法令等の制定や既存法令等の改正又は解釈の変更がなされ当社の事業の一部が制約を受ける場合、又は新たな対応を余儀なくされる場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 人材の採用・育成・確保について／雇用環境に係るリスク

当社の事業基盤として人材の確保が必要ですが、生産年齢人口の減少、雇用形態の変化等により、従業員の採用競争は厳しい状況にあります。こうした環境の中で適切な採用、人員配置が叶わない場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、必要とする人員を確保するために非正規社員の時間給単価が上昇した場合には人件費比率が上昇し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 個人情報の管理・保護について / 情報セキュリティに関するリスク

当社はサービス提供にあたり会員情報等の個人情報を取得、利用しているため「個人情報保護法」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。当社は、これら情報の消失や外部への漏洩防止を目的として、自社媒体の開発及び保守・運用を委託する業者についてはサーバの選定等事細かな事項に至るまでの決裁権を保持する等、情報管理体制を強化しております。

また、当社は店舗の損益管理、勤怠管理及び会計処理などの情報処理の運営管理について、専門のソフトウェアを利用しており、バックアップやウィルス対策など、データや情報処理のセキュリティを確保しております。

しかしながら、不測の事態により個人情報の消失や外部への漏洩事故が発生した場合には、当社への損害賠償請求や当社の社会的信用の失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社はインターネット上に自社ECサイトを運営しており、事業の安定的な運用のためにシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。

しかしながら、予期せぬ自然災害や不慮の事故等により当社が運営する媒体のコンピューターシステムに障害が発生した場合や、想定を超える急激なアクセス増等の一時的な過負荷によってコンピューターシステムが動作不能に陥った場合、サービス停止により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 特定人物への依存について / 経営陣への依存について

当社の創業者であり創業以来の事業推進者である代表取締役森智宏は、当社の事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、当社の事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。

当社では過度に当該個人に依存しないよう、創業メンバーである専務取締役最上夢人、取締役宮原優をはじめとした経営幹部役員を拡充し、権限委譲による分業体制と経営組織の強化に取り組んでおりますが、何等かの理由により当該各人による業務遂行が困難となり当社の業務の継続に支障が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 商品の品質について

当社モノ事業は外部の製造会社に生産を委託しております。新商品の生産にあたっては、デザイナーによる試作品の事前チェックを通過しないものは発売日を延期する等、品質最優先で対応しております。

しかしながら、商品の予期せぬ不具合やそれによる事故等の発生により、当社商品の安心・安全・信頼が害され、品質に対する信用を失うことになった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 直営店舗の賃借に係る差入保証金について / 店舗開発について

当社の出店は、当社が建物等を賃借する直営店舗の形態を取っているため、賃貸人が破綻等の状態に陥り、当該店舗の継続的使用や差入保証金等の債権の回収が困難となった場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新規出店は賃料、商圈人口、競合店の状況等を勘案し、総合的かつ慎重に検討を行います。条件に合致する物件が調達できない場合には計画通りの出店ができなくなり、さらに出店後においても店舗収益性が低下した場合等には、店舗資産の減損損失が発生し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 天候の影響について / 業績の季節要因について

当社は国内の主要都市 / 観光地に出店している店舗からの売上比率が高いため、出店地域で悪天候が長期に及んだ場合、来店客数の減少等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、夏の花火大会や夏祭りのイベントシーズン及び秋の観光シーズンは需要が高まる傾向があることに加えて浴衣を中心とした催事販売を夏季に集中して行っていることから、売上高がその他の季節より多額に計上される傾向にあります。そのため、需要期に天候等の悪影響を受けた場合、売上が落ち込む等、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、第16期（2018年12月期）及び第17期（2019年12月期）における四半期別の売上高の構成は、次のとおりです。

		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
第16期 2018年 12月期	売上高(千円)	596,132	671,757	751,073	710,803	2,729,767
	構成比(%)	21.9	24.6	27.5	26.0	100.0
第17期 2019年 12月期	売上高(千円)	715,316	772,832	809,821	735,988	3,033,957
	構成比(%)	23.6	25.5	26.7	24.2	100.0

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(10) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の掲示板への書き込みやそれを要因とするマスコミ報道等による風評・風説の流布が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社の経営にとってマイナスの影響が生じ、当社の業績及び財政状態、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制について

当社は未だ成長過程にあり、今後想定される業務拡大や新規事業の展開に対応するべく、継続的な人材の確保・育成、適切な人員配置、及び柔軟な組織改編により内部管理体制の強化を図っていく予定です。

しかしながら、新たな人材の確保・育成、人員配置や組織改組が計画通りに進まず、内部管理体制の強化が進まない場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟等について

当社は第三者の著作権侵害のないように体制の整備を進めておりますが、万が一当社の商品が第三者の知的財産権を侵害した場合等には、損害賠償等の訴訟を起こされる可能性がないとは言えません。その結果、当社の事業展開に対する支障の発生や企業イメージが低下するほか、金銭的負担の発生により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 顧客の嗜好の変化によるリスク

当社は「日本のカルチャー」をテーマにした商品/サービスの提供を事業内容としております。顧客の嗜好の変化に迅速に対応すべく、例えば、モノ事業の主力ブランドである[かんざし屋wargo]では、新商品の発売、廃盤品の決定を短期サイクルで繰り返しながら、多種多様な商品展開を維持することで安定的な売上を確保する方針です。

しかしながら、「日本のカルチャー」に対するマイナスイメージを誘発する外的事象が生じたり、景気の急激な悪化により消費者の購買意欲が大きく減退し、購入者が大幅に減少した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自社サイトにおける外部検索エンジンによる集客について/検索エンジンへの集客依存について

当社が運営するECサイトの利用者の多くは特定の検索エンジン(「Google」「Yahoo! JAPAN」等)を経由しており、今後も検索エンジンからの集客を強化すべくSEOやインターネット広告といったSEM(注)を実施し、更なる多言語化を進める予定です。

しかしながら、検索エンジンが検索結果を決定するロジック(アルゴリズム)を大幅に変更する等、何等かの要因により、これまでのSEMが有効に機能しなかった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「Search Engine Marketing」の略であり、検索エンジンから自社webサイトへの訪問者を増やすマーケティング手法のこと。

(15) カントリーリスクについて/為替変動について

当社モノ事業は生産の大半を海外の製造会社に委託しており、主な生産国は中国とタイです。そのため、当該地域に関係する市場リスク、信用リスクおよび地政学的リスク等や為替レート的大幅な変動等が当社の仕入れに影響を与え、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策について

当社は、新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先してきたため、設立以来配当を実施していません。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後は経営成績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討して参りますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定です。

(17) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、従業員および社外協力者に対するインセンティブ付与を目的としたストック・オプション制度を採用しております。そのため、対象者により付与されている新株予約権の行使が行われた場合、既存株主の保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は102,900株であり、発行済株式総数2,818,700株の3.65%に相当します。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

業績等の概要

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあって、緩やかに回復しております。しかしながら、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の属する小売・サービス業界は、人手不足や原材料高騰に加え、自然災害や消費税率引上げによる消費者マインドの悪化など引き続き厳しい状況で推移しております。しかしながら、2019年の訪日外客数は2018年に比べ2.2%増加（出典：2019年日本政府観光局（JNTO））しており、インバウンド消費には当社も期待しております。

このような経済環境の下、当社は「日本のカルチャーを世界へ」を経営理念に、「日本文化を感じるモノを作り販売する」モノ事業と「日本文化の良さを体験してもらう」コト事業の2つの事業の強化に引き続き取り組みました。しかし、傘の在庫不足や天候不順等により、出店計画の見直しを余儀なくされ、期初に見込んでおりました業績を修正せざるを得ない状況となりました。

出退店につきましては、採算性を精査しつつ前向きに進めた結果、当事業年度において、出店が20店舗、退店が13店舗、業態転換が5店舗、期末の店舗数は合計91店舗（前年同期比7店舗増）となりました。一方で、店舗数の増加に伴い人件費、店舗関連費用、広告宣伝費が増加したことなどにより、販売費及び一般管理費は2,511,005千円（前年同期比21.9%増）となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高3,033,957千円（前年同期比11.1%増）、営業損失116,000千円（前年同期は営業利益104,807千円）、経常損失108,044千円（前年同期は経常利益87,817千円）、当期純損失191,350千円（前年同期は当期純利益40,364千円）となり、売上高は増加しましたが、収益は低調となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

（モノ事業）

モノ事業においては、当事業年度に和猫にこだわり日本猫を中心とした猫雑貨専門店である新業態[猫まっしぐら]を新規出店いたしました。当事業年度末における店舗数は、〔かんざし屋wargo〕19店舗（前年同期比±0）、〔The Ichi〕5店舗（同1店舗増）、〔北斎グラフィック〕29店舗（同1店舗減）、〔箆や万作〕12店舗（同3店舗減）、〔猫まっしぐら〕7店舗（同7店舗増）、合計72店舗（同4店舗増）となりました。店舗出店の他、ECサイトにおける販売及び催事場による販売、OEMサービス等も行っております。

この結果、当事業年度におけるモノ事業の売上高は2,215,392千円（前年同期比10.7%増）、セグメント利益は269,674千円（同23.5%減）となりました。

（コト事業）

コト事業においては、〔きものレンタルwargo〕の新規出店を引き続き行い、当事業年度末における店舗数は19店舗（前年同期比3店舗増）となりました。店舗出店の他、ECサイトで着物一式を借りることができる宅配着物レンタルサービス等を運営しております。

この結果、コト事業の売上高は818,564千円（前年同期比12.3%増）、セグメント利益は55,594千円（同50.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における資金は前事業年度末に比べ117,035千円減少し540,279千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果支出した資金は、税引前当期純損失168,982千円、減価償却費74,814千円、減損損失60,937千円、仕入債務の増加額25,002千円、たな卸資産の増加額46,450千円等となったことから、32,626千円（前年同期比58.1%減）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、有形固定資産の取得による支出112,253千円、無形固定資産の取得による支出65,995千円、投資有価証券取得による支出154,580千円、敷金の差入による支出58,650千円等の影響により、401,321千円（前年同期比38.1%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、短期借入金の純増減額100,000千円、長期借入れによる収入350,000千円、長期借入金の返済による支出132,836千円等の影響により、316,912千円（前年同期比53.4%減）となりました。

生産、受注及び販売の実績

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
モノ事業	621,738	112.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
モノ事業	137,815	51.6	33,516	44.2

(注) 1. モノ事業で行っているOEM販売について集計しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)
モノ事業	2,215,392	110.7
コト事業	818,564	112.3
合計	3,033,957	111.1

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

資産

当事業年度末における資産合計は前事業年度末に比べて、169,281千円増加し2,041,519千円となりました。これは、主として現金及び預金が168,390千円減少した一方、商品が46,450千円、前払費用が20,576千円、その他流動資産が45,978千円、ソフトウェアが39,901千円、投資有価証券が132,968千円、敷金が38,189千円増加したことによるものです。

負債

当事業年度末における負債合計は前事業年度末に比べて、375,338千円増加し1,069,270千円となりました。これは、主として買掛金が25,002千円、未払法人税等が6,189千円、短期借入金が100,000千円、1年以内返済長期借入金が64,680千円、長期借入金が152,484千円増加したことによるものです。

純資産

当事業年度末における純資産は前事業年度末に比べて、206,057千円減少し、972,248千円となりました。これは、当期純損失191,350千円を計上したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

(売上高、売上原価及び売上総利益)

当事業年度における売上高は3,033,957千円（前年同期比11.1%増）となりました。これは、採算性を精査しつつ出退店を慎重に進めた結果、出店が20店舗、退店が13店舗、業態転換が5店舗、期末の店舗数は合計91店舗（前年同期比7店舗増）となったことによるものです。また、売上原価は638,951千円（前年同期比12.9%増）となりました。これは主にモノ事業の売上が伸びたことによるものです。その結果、売上総利益は2,395,005千円（同10.7%増）となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業損失)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、店舗数の増加に伴い人件費、店舗関連費用、広告宣伝費等が増加したことなどにより2,511,005千円（前年同期比21.9%増）となりました。その結果、当事業年度における営業損失は116,000千円（前年同期は営業利益104,807千円）となりました。

(営業外損益及び経常損失)

営業外収益は、受取手数料5,663千円、助成金収入1,710千円、為替差益1,635千円等により合計10,589千円となり、営業外費用は、主に支払利息1,458千円、株式交付費償却1,034千円等により合計2,634千円となりました。その結果、当事業年度における経常損失は108,044千円（前年同期は経常利益87,817千円）となりました。

(特別損益及び当期純損失)

特別損失は、減損損失により60,937千円となりました。また、法人税、住人税及び事業税10,256千円及び法人税等調整額12,111千円を計上しました。その結果、当事業年度における当期純損失は191,350千円(前年同期は当期純利益40,364千円)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、市場環境・競合・経済情勢等の様々なリスク要因があり、それらが当社の業績及び財務状況に重要な影響を及ぼす可能性があることを認識しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、モノ事業における小売及びコト事業における着物レンタルを主力に事業展開しております。従いまして、個人消費の動向や、各商圏の競合動向等は利益を左右する重要な要因となります。

今後も、当社はモノ事業及びコト事業の新規出店に際しては、立地条件、契約条件、競合、収益性等を精査しながら進めるとともに、周辺領域への新規展開を行うことで収益の多様化を図ります。また、広告の強化による来店者増、自動受付システムによる予約増、OEMの著作権取得など収益の向上を図ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり現在の事業環境並びに入手可能な情報に基づき、迅速かつ最善な経営戦略の立案、経営課題に対する施策の実施に努めております。また、当社が最も重要な経営資源と考える人材については、出店計画に応じて綿密に人員計画を策定することで採用活動を適時に行うほか、教育研修制度を充実させることで必要な人材の確保に努める方針であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中の設備投資等につきましては、店舗の出店及び改装等を行い、敷金及び保証金を含めた設備投資総額は250,246千円となっております。

セグメント別の内訳は、次のとおりであります。

(モノ事業部)

新規出店による敷金及び保証金等を含め、85,675千円の投資を実施いたしました。

(コト事業部)

新規出店による敷金及び保証金等及び着物仕入、ウェブサイト開発等を含め、107,862千円の投資をいたしました。

(その他)

本社管理部門へのERPシステム導入費用等を含め、56,708千円の投資をいたしました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地または店舗数)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	レンタル 着物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	-	管理業務施設	3,520	7,912	4,285	-	504	16,222	27 (53)
モノ事業店舗 (68)	モノ事業	販売設備	86,150	-	10,937	-	-	97,088	57 (215)
コト事業店舗 (16)	コト事業	販売設備	26,267	-	1,825	77,896	-	105,989	5 (303)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、構築物、車両運搬具、リース資産であります。なお、金額に消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
2020年12月期 出店予定15店舗 (未定)	モノ事業	販売設備	105,000	-	自己資金	2020年1月 以降	2020年12月 まで	(注) 2、3
2020年12月期 出店予定5店舗 (未定)	コト事業	販売設備	35,000	-	自己資金	2020年1月 以降	2020年12月 まで	(注) 2、3
2021年12月期 出店予定20店舗 (未定)	モノ事業	販売設備	140,000	-	自己資金	2021年1月 以降	2021年12月 まで	(注) 2、3
2021年12月期 出店予定7店舗 (未定)	コト事業	販売設備	49,000	-	自己資金	2021年1月 以降	2021年12月 まで	(注) 2、3
本社 (東京都渋谷区)	モノ事業	ソフトウェア	6,000	-	自己資金	2020年1月 以降	2020年12月 まで	(注) 2
本社 (東京都渋谷区)	コト事業	ソフトウェア	20,000	648	自己資金	2018年10月 以降	2020年12月 まで	(注) 2

(注) 1. 上記の金額に消費税等を含めておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 賃貸物件であり、本社及び店舗賃貸に係る差入保証金が含まれております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年3月31日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,818,700	2,818,700	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。 なお、単元株式数は100 株であります。
計	2,818,700	2,818,700	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権(2016年3月30日定時株主総会決議)

決議年月日	2016年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 使用人 2
新株予約権の数(個)	168 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,400 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25 (注)4
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することが出来るものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転

(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1.に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。

4. 2017年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

第8回新株予約権(2016年12月21日臨時株主総会決議)

決議年月日	2016年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 使用人 8
新株予約権の数(個)	33 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,900 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注)2、4
新株予約権の行使期間	自 2018年12月29日 至 2026年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注)4
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することが出来るものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1. に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日までとする。
 - 新株予約権の行使の条件
 - 表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
4. 2017年12月29日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

事業年度末日後に付与が決議されたストックオプション制度の内容は以下のとおりです。

第9回新株予約権（2019年12月24日取締役会決議）

決議年月日	2019年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 4 使用人 14
新株予約権の数（個）	426 （注）1
割当日	2020年1月10日
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 42,600 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	971 （注）2
新株予約権の行使期間	自 2022年4月1日 至 2027年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 971 資本組入額 486
新株予約権の行使の条件	<p>2021年12月期から2024年12月期までのいずれかの事業年度において、監査済みの当社損益計算書の売上高の額が5,000百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。なお、売上高の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書における売上高を参照するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人または社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

提出日における内容を記載しております。

（注）1．新株予約権の目的たる株式の数

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合及び当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することが出来るものとする。当社が行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分の場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記 で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

新株予約権を行使することができる期間

表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の最終日までとする。

新株予約権の行使の条件

表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年12月31日 (注)1	A種種類株式 128	普通株式 773 A種種類株式 128	-	50,000	-	520
2016年3月30日 (注)2	普通株式 773	A種種類株式 128	-	50,000	-	520
2016年3月31日 (注)3	A種種類株式 7,552	A種種類株式 7,680	-	50,000	-	520
2016年4月1日 (注)4	普通株式 7,680 A種種類株式 7,680	普通株式 7,680	-	50,000	-	520
2016年12月29日 (注)5	普通株式 199	普通株式 7,879	29,850	79,850	29,850	30,370
2017年9月22日 (注)6	普通株式 340	普通株式 8,219	85,000	164,850	85,000	115,370
2017年12月29日 (注)7	普通株式 2,457,481	普通株式 2,465,700	-	164,850	-	115,370
2018年3月28日 (注)8	普通株式 290,000	普通株式 2,755,700	226,780	391,630	226,780	342,150
2018年4月25日 (注)9	普通株式 60,600	普通株式 2,816,300	47,389	439,019	47,389	389,539
2019年4月5日 (注)10	普通株式 2,400	普通株式 2,818,700	60	439,079	60	389,599

(注)1. A種種類株式の増加は、2015年12月17日開催の臨時株主総会決議により、全部取得条項付普通株式となった普通株式を株主より自己株式として取得し、対価として全部取得条項付普通株式6株につきA種種類株式1株を交付したことによる増加であります。

2. 普通株式の減少は自己株式の消却による減少であります。

3. A種種類株式の増加はA種種類株式の株式分割(1:60)による増加であります。

4. 2016年3月30日開催の定時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、A種種類株式に関する定款の定めを廃止したことにより、A種種類株式は減少し普通株式は増加しております。

5. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格300千円 資本組入額150千円

割当先は、次のとおりであります。

割当先	株数(株)	金額(千円)
バリューマネジメント株式会社	133	39,900
株式会社ブレア	33	9,900
SOLTEC INVESTMENTS PTE.LTD.	33	9,900

6. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行価格500千円 資本組入額250千円

割当先は、次のとおりであります。

割当先	株数(株)	金額(千円)
株式会社エポラブルアジア	140	70,000
株式会社BuySell Technologies	100	50,000
株式会社ビジョン	60	30,000
株式会社きゅうべえ	20	10,000
木村実業株式会社	20	10,000

株式会社エポラブルアジアは2020年1月1日付で社名を株式会社エアトリに変更されました。

7. 普通株式の増加は普通株式の株式分割(1:300)による増加であります。

8. 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格1,700円、引受価額1,564円、資本組入額782円、払込金総額453,560千円

9. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売り出しに関連した第三者割当増資)

割当価格1,564円、資本組入額782円、払込金総額94,778千円

10. 新株予約権の行使により、発行済株式総数が2,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ60千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	35	13	3	1,063	1,130	-
所有株式数(単元)	-	41	613	12,665	587	5	14,266	28,177	1,000
所有株式数の割合(%)	-	0.14	2.17	44.94	2.08	0.01	50.62	100.0	-

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社フォレスト	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-20-12	1,050	37.25
森 智宏	東京都港区	732	25.96
最上 夢人	東京都新宿区	264	9.38
中村 彰一	東京都世田谷区	61	2.19
株式会社エポラブルアジア	東京都港区愛宕2-5-1	42	1.49
パリューマネジメント株式会社	大阪府大阪市北区梅田2-2-2	39	1.41
株式会社BuySell Technologies	東京都新宿区四谷4-28-8	30	1.06
羽原 加奈子	広島県福山市	27	0.95
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	東京都港区六本木6-10-1	22	0.78
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	20	0.71
計	-	2,289	81.18

株式会社エポラブルアジアは2020年1月1日付で社名を株式会社エアトリに変更されました。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,817,700	28,177	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	2,818,700	-	-
総株主の議決権	-	28,177	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指しております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当は実施しておりません。なお、内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新規出店時の設備投資や採用に伴う人件費等に充当する方針であります。

しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後の株主への利益配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討して参ります。

今後、剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、期末配当については株主総会が決定機関となっております。また、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を実施することができる旨を定款に定めております。

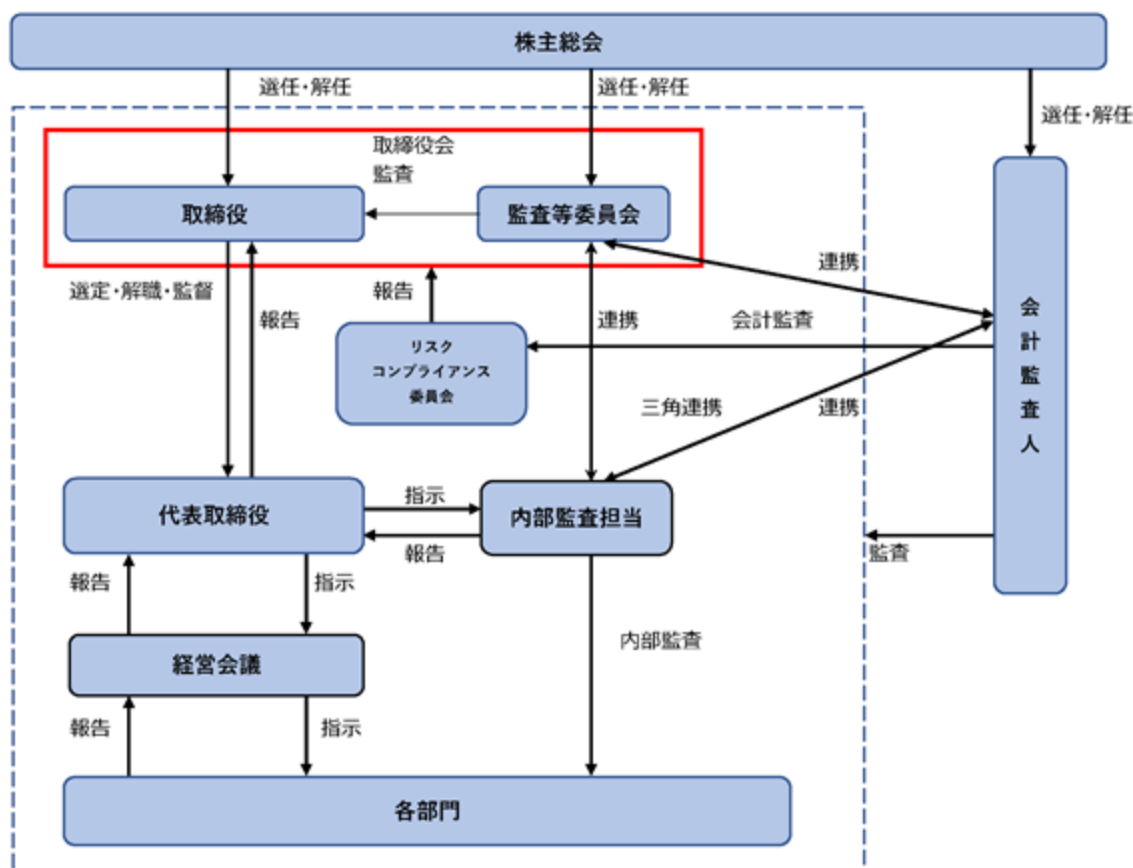
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

・ 経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス



企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制をより一層強化することを目的に、2020年3月27日開催の第17回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会と監査等委員会において業務執行と監督・監査を行い、株主・顧客・取引先・従業員等の利害関係者に対し経営の透明性を向上し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

・ 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役森智宏が議長を務めております。構成員は、森智宏、最上夢人、宮原優、小田桐新五、山田奨（社外取締役）、白潟敏朗（社外取締役）、深井未来生（社外取締役）で構成されており、取締役会規程、職務権限規程等の各社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。なお、取締役会は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

・ 監査等委員会

当社の監査等委員会は、山田奨、白潟敏朗、深井未来生（全て社外取締役）で構成されております。取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査等委員である取締役は監査等委員ではない取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しており、重要な社内会議にも出席し、日常的な経営監視を行ってまいります。

- ・ 経営会議
当社の経営会議は、取締役、執行役員、本部長、部長、室長にて構成され、原則週1回開催しております。経営会議は、経営会議規程に則り、取締役会に次ぐ業務執行に関する重要事項に係る決議を行っております。
- ・ 内部監査室
内部監査は代表取締役任命された内部監査室の内部監査室長を中心として、監査等委員会、会計監査人と連携し、会計監査、業務監査、特命監査等を実施しております。
- ・ リスクコンプライアンス委員会
当社のリスクコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、顧問弁護士、全ての取締役に構成され、原則四半期に1回開催しております。

企業統治に関するその他の事項

1. 内部統制システムの整備の状況

当社は、2020年3月27日開催の定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を2020年3月27日開催の取締役会にて改定し、その基本方針に従って内部統制システムの運用を行っております。

概要は以下の通りであります。

- (イ) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社における企業倫理は、企業行動規範に定める。
 - ・ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。
 - ・ 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。
 - ・ 取締役会は、定期的に取り締りから職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。
 - ・ 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
 - ・ 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。
 - ・ 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- (ロ) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報は、監査等委員でない取締役または監査等委員である取締役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- (ハ) 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制
 - ・ 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
 - ・ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的に再発防止策を講じる。
 - ・ 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
 - ・ 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。
- (ニ) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ・ 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
 - ・ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ・当社の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。
 - ・当社の予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ・当社の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。
- (ホ) 当社における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
 - ・内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ・当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ・当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
- (ヘ) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員会が求めた場合には、当該取締役及び使用人を任命配置することができる。
 - ・監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ・監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、監査等委員でない取締役の指揮命令は受けない。また、当該取締役及び使用人の評価については、監査等委員会の意見を聴取する。
- (ト) 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- ・監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、また、経営執行会議等の重要会議に出席することができ、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
 - ・監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室から報告を受ける。
 - ・取締役および使用人は、取締役会及び重要な会議に付議する重要事項、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。
 - ・取締役および使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。
- (チ) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会へ報告したものに対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、適正に対応する。
- (リ) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (ヌ) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会が決定した監査等委員会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - ・当社は、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - ・監査等委員会は、当社の内部監査責任者・会計監査人と必要に応じ相互に情報及び意見交換を行うなど連携を強め、監査の実質的向上を図る。

(ル) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

- ・当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。

(ヲ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- ・財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。
- ・必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

2. リスク管理及びコンプライアンス体制の整備の状況

(イ) リスク管理体制

- ・当社のリスク管理体制は、管理部担当役員を情報取扱責任者とし、各部門のリスクを適切に管理する体制となっております。また、情報取扱責任者はリスク管理を指揮監督し、調査結果を役員に報告することになっております。これらの体制を確保することで市場、コンプライアンス、情報セキュリティ、労務、人事、知的財産等の事業を取り巻くリスクに対する管理を徹底することを目的として「リスク管理規程」を定めております。

3. 取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は10名以内とする。また監査等委員である取締役は5名以内（ただし、その過半数は社外取締役とする。）とする旨を定款に定めております。

4. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

5. 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

6. 社外取締役との責任限定契約の内容及び概要

当社は、定款において会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の限度において免除することができる旨を定めております。なお、当社と非業務執行取締役3名との間で責任限定契約を締結しております。

7. 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

8. 会社と特定の株主との間で利益相反のおそれがある取引を行う場合の措置

当社は、特定の株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・監査等委員も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、特定の株主以外の株主の利益の保護に努めてまいります。

9. 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

10. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う場合は、取引条件等について、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を参考にしてその妥当性を検討するとともに、社外取締役・監査等委員も参画した取締役会にて十分に審議した上で意思決定を行うこととし、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 -名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	森 智宏	1978年12月10日	1997年6月 個人事業にて当事業を創業 2003年2月 当社設立 代表取締役(現任) 2015年12月 株式会社フォレスト 代表取締役社長(現任)	(注)2	1,782,000 (注)4
専務取締役 モノ事業本部長 コト事業本部長	最上 夢人	1979年3月25日	1997年6月 個人事業にて当事業を創業 2003年2月 当社設立 専務取締役(現任)	(注)2	264,600
取締役 管理本部長	宮原 優	1978年10月22日	1997年6月 個人事業にて当事業を創業 2003年2月 当社 入社 2006年10月 当社 取締役(現任)	(注)2	-
取締役 モノ事業部法人営業部本部長	小田桐 新五	1975年5月24日	1994年4月 株式会社レインボー 入社 1998年2月 CFJ合同会社 入社 2006年9月 当社 入社 2014年4月 当社 取締役 2014年12月 当社 退社 2015年1月 株式会社アルジャーノンプロダクト 入社 (同社取締役) 2017年9月 当社 入社 2018年4月 当社 執行役員モノ事業部法人営業部本部長 2020年3月 当社 取締役 就任(現任)	(注)2	-
取締役(監査等委員)	山田 奨	1976年10月6日	2001年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2008年7月 野村證券株式会社 引受審査部出向 2014年12月 有限会社山田総合事務所 代表取締役(現任) 2015年1月 山田奨公認会計士事務所 代表(現任) 2016年3月 山田奨税理士事務所 代表(現任) アプリックスIPホールディングス株式会社 (現株式会社アプリックス)社外監査役(現任) 当社 社外監査役 2017年7月 当社 社外監査役退任 2020年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	7,200 (注)5
取締役(監査等委員)	白潟 敏朗	1964年3月7日	1986年4月 共同VAN株式会社(現SCSK株式会社) 入社 1990年1月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2001年6月 株式会社トーマツ環境品質研究所 取締役 2006年10月 トーマツイノベーション株式会社 代表取締役社長 2014年10月 白潟総合研究所株式会社 代表取締役社長(現任) 2015年6月 株式会社キャバ 取締役(現任) 2020年3月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	4,800 (注)6

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員会)	深井 未来生	1976年1月13日	1998年4月 コンパックコンピュータ株式会社(現 日本ビューレット・バックカード株式会社) 入社 2002年12月 ジグノシステムジャパン株式会社 入社 2008年2月 株式会社モバイルファクトリー入社 経営企画室室長 2008年8月 同社 人事総務部部長 2008年12月 同社 取締役 2009年1月 同社 取締役執行役員 人事総務部長 2013年8月 同社 取締役 コーポレート・コミュニケーション室長 2014年8月 同社 取締役 2017年7月 当社 社外監査役 2018年3月 株式会社モバイルファクトリー 取締役執行役員(現任) 2020年3月 当社 取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	-
計					2,058,600

- (注) 1. 取締役山田奨氏、白潟敏朗氏、深井未来生氏は社外取締役であります。
2. 監査等委員でない取締役の任期は、2020年3月27日より選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2020年3月27日より選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 代表取締役森智宏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社フォレストが所有する株式数を含んでおります。
5. 取締役山田奨の所有株式数は、同氏が代表を務める有限会社山田総合事務所が所有する株式数を含んでおります。
6. 取締役白潟敏朗の所有株式数は、同氏が代表を務める白潟総合研究所株式会社が所有する株式数を含んでおります。
7. 2020年3月27日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しました。

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名(うち監査等委員である取締役3名)を独立役員として選任しております。社外取締役の選任にあたり、独立性に関する基準または方針を明確に定めてはおりませんが、東京証券取引所が示している独立性に関する基準等を参考に、個人の見識や専門的な知見に基づいて適切な監督または監査が遂行できると期待される者を選任しております。

監査等委員である取締役山田奨は、公認会計士・税理士の立場で、会計・財務に関する専門家として、社外における経営指導を多数実施していることから、当社の企業統治体制のさらなる強化に貢献いただけるものと考え、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断し、当社経営の監査を適切に執行していただくため、監査等委員である取締役として選任しております。

監査等委員である取締役白潟敏朗は、企業経営における経験とコーポレート・コミュニケーションにおける見識を当社の経営戦略の実現に最大限に活用すべく、監査等委員である取締役として選任しております。

監査等委員である取締役深井未来生は、上場会社の取締役としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任しております。

監査等委員である取締役山田奨は当社株式を7,200株(同氏が代表を務める有限会社山田総合事務所保有分含む)有しております。それら以外に当社と監査等委員である取締役との間に人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である取締役白潟敏朗は新株予約権を8個(2,400株)有しております。また、同氏が代表を務める白潟総合研究所株式会社が当社株式を4,800株有しております。それら以外に当社と監査等委員である取締役との間に人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は必要に応じて内部監査室、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部との連携を密にして経営情報を入手しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査等委員は全員社外取締役であり、取締役会を通じて内部監査室から適宜、報告を受ける等、連携を図っております。社外取締役は、会計監査人及び内部監査室から監査の方法と結果について報告を受ける他、適宜、情報交換を行い相互の連携を図り、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的及び効率的な監査に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の状況

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員会が決定した年間の監査方針及び実施計画に基づき、代表取締役との意見交換、取締役会、リスクコンプライアンス委員会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門へのヒアリング等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携をとりながら、監査の実効性、効率性を高めております。

内部監査室

当社の内部監査は内部監査室1名が担当し、必要に応じて他部門の者の協力を得る形で行っております。内部監査に当たっては、内部監査規程に基づき、期初に作成した監査計画に基づいた内部監査を実施し、被監査部門に対し監査結果を通知するとともに、代表取締役及び監査等委員会に対し監査結果を周知のうえ、改善が必要な内容については当該部署及び店舗からの回答書により改善実施状況及び結果を確認しております。具体的には、当社に対し、内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表取締役、監査等委員である取締役及び関係部署へ報告しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

- ・監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

- ・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 栗栖孝彰

指定有限責任社員 業務執行社員 土屋光輝

- ・監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針は、会計監査人に求める専門性、独立性及び適格性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えている監査法人であることであります。監査等委員は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

- ・監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価は、監査法人を選定する、及び会計監査人の報酬への同意の可否を決定する際に加え、監査業務が適切に行われているかについて様々な角度から実施しております。本事業年度中に行われた評価では、適切な監査が実施されているものと考えております。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56)d(f)から の規定に経過措置を適用しております。

- ・監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	当事業年度
-------	-------

監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,000	-	23,000	-

(前事業年度)

当社における非監査業務はありません。

(当事業年度)

当社における非監査業務はありません。

・その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

・監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づく監査等委員会の同意を得た上で決定することとしております。

・監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況、報酬額の妥当性を検討した結果、同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、2020年3月27日開催の定時株主総会で決議された、年額100,000千円の報酬限度額の範囲内において、各取締役への支給額、支給方法、支給時期については各取締役の職責及び当社の経営環境を勘案し、取締役会の決議により、上記の報酬限度額の範囲内において代表取締役社長森智宏に一任しております。なお、当事業年度における当社役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2020年3月27日開催の取締役会にて上記株主総会決議の範囲内において、代表取締役に一任いたしました。代表取締役は、経営内容、経済情勢、従業員給与等のバランス等を考慮し、役員の個別報酬を決定いたしました。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、2020年3月27日開催の定時株主総会で決議された、年額20,000千円の報酬限度額の範囲内において、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	33,600	33,600	-	-	4
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	7,200	7,200	-	-	4

役員ごとの報酬等の総額等

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から、業務提携先との関係の強化や共同事業推進の円滑化のためなど、当社の企業価値向上に資すると認められる株式について保有し、保有後はこれらを総合的に評価・検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	3,126
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	2	132,849	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	134	14,945

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するために、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	670,815	502,424
売掛金	146,024	138,079
商品	292,616	339,067
前渡金	31,521	40,476
前払費用	34,833	55,410
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	-	3,375
その他	14,947	60,925
流動資産合計	1,190,759	1,139,760
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	97,480	115,938
構築物(純額)	210	163
機械及び装置(純額)	9,890	7,912
車両運搬具(純額)	514	-
工具、器具及び備品(純額)	21,921	17,092
レンタル着物(純額)	67,063	77,896
リース資産(純額)	857	340
建設仮勘定	2,252	6,014
その他	86	-
有形固定資産合計	1,200,277	1,225,358
無形固定資産		
商標権	841	725
ソフトウェア	80,343	120,244
ソフトウェア仮勘定	16,824	648
その他	64	64
無形固定資産合計	98,072	121,681
投資その他の資産		
投資有価証券	3,006	135,975
関係会社株式	39,500	39,880
出資金	160	155
長期前払費用	35,905	24,875
敷金	260,900	299,090
繰延税金資産	12,110	-
関係会社長期貸付金	-	20,656
その他	29,408	32,985
投資その他の資産合計	380,992	553,618
固定資産合計	679,342	900,658
繰延資産		
株式交付費	2,135	1,100
繰延資産合計	2,135	1,100
資産合計	1,872,237	2,041,519

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,828	68,831
短期借入金	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	106,776	171,456
未払金	172,952	166,831
リース債務	557	371
未払費用	1,828	1,350
未払法人税等	-	6,189
前受金	22,359	29,039
賞与引当金	6,220	8,061
その他	18,460	44,078
流動負債合計	372,983	596,210
固定負債		
長期借入金	320,576	473,060
リース債務	371	-
固定負債合計	320,947	473,060
負債合計	693,931	1,069,270
純資産の部		
株主資本		
資本金	439,019	439,079
資本剰余金		
資本準備金	389,539	389,599
その他資本剰余金	20,950	20,950
資本剰余金合計	410,489	410,549
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	5,006	4,005
繰越利益剰余金	323,963	133,613
利益剰余金合計	328,969	137,619
株主資本合計	1,178,478	987,247
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	172	14,998
評価・換算差額等合計	172	14,998
純資産合計	1,178,305	972,248
負債純資産合計	1,872,237	2,041,519

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高		
商品売上高	2,000,990	2,215,392
レンタル売上高	728,776	818,564
売上高	2,729,767	3,033,957
売上原価		
商品売上原価		
商品期首たな卸高	254,316	292,616
当期商品仕入高	554,111	621,738
合計	808,428	914,355
商品期末たな卸高	292,616	339,067
商品売上原価	515,811	575,287
レンタル売上原価	49,960	63,664
売上原価合計	1,565,772	1,638,951
売上総利益	2,163,994	2,395,005
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	889,403	1,063,215
賞与引当金繰入額	6,220	8,061
地代家賃	246,874	369,300
減価償却費	45,162	60,712
その他	871,525	1,009,715
販売費及び一般管理費合計	2,059,186	2,511,005
営業利益又は営業損失()	104,807	116,000
営業外収益		
受取利息	6	222
受取配当金	1	1
投資有価証券売却益	-	134
為替差益	-	1,635
受取手数料	332	5,663
助成金収入	-	1,710
補助金収入	-	1,181
その他	808	40
営業外収益合計	1,148	10,589
営業外費用		
支払利息	1,225	1,458
株式公開費用	13,699	-
為替差損	1,467	-
株式交付費償却	858	1,034
その他	887	140
営業外費用合計	18,139	2,634
経常利益又は経常損失()	87,817	108,044
特別利益		
固定資産売却益	2,747	-
特別利益合計	747	-
特別損失		
固定資産除却損	3,337	-
減損損失	4,16,514	4,60,937
特別損失合計	16,851	60,937
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	71,713	168,982
法人税、住民税及び事業税	32,100	10,256
法人税等調整額	751	12,111
法人税等合計	31,348	22,368
当期純利益又は当期純損失()	40,364	191,350

【レンタル売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
減価償却費		9,689	19.4	14,391	22.6
消耗品費		38,549	77.2	38,914	61.1
衛生費		1,721	3.4	10,358	16.3
レンタル売上原価		49,960	100.0	63,664	100.0

(注) 当社の原価計算は、実際原価による店舗別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					圧縮積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	164,850	115,370	20,950	136,320	6,258	282,347	288,605	589,775
当期変動額								
新株の発行	274,169	274,169	-	274,169	-	-	-	548,338
当期純利益又は当期純損失 ()	-	-	-	-	-	40,364	40,364	40,364
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	1,251	1,251	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)								
当期変動額合計	274,169	274,169	-	274,169	1,251	41,616	40,364	588,702
当期末残高	439,019	389,539	20,950	410,489	5,006	323,963	328,969	1,178,478

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	114	114	589,660
当期変動額			
新株の発行	-	-	548,338
当期純利益又は当期純損失 ()	-	-	40,364
圧縮積立金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	57	57	57
当期変動額合計	57	57	588,645
当期末残高	172	172	1,178,305

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計	
					圧縮積立 金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	439,019	389,539	20,950	410,489	5,006	323,963	328,969	1,178,478
当期変動額								
新株の発行	60	60	-	60	-	-	-	120
当期純利益又は当期純損失 （ ）	-	-	-	-	-	191,350	191,350	191,350
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	1,001	1,001	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	60	60	-	60	1,001	190,349	191,350	191,230
当期末残高	439,079	389,599	20,950	410,549	4,005	133,613	137,619	987,247

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	172	172	1,178,305
当期変動額			
新株の発行	-	-	120
当期純利益又は当期純損失 （ ）	-	-	191,350
圧縮積立金の取崩	-	-	-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	14,826	14,826	14,826
当期変動額合計	14,826	14,826	206,057
当期末残高	14,998	14,998	972,248

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	71,713	168,982
減価償却費	54,851	74,814
減損損失	16,514	60,937
賞与引当金の増減額(は減少)	3,875	1,840
受取利息及び受取配当金	7	224
支払利息	1,225	1,458
助成金収入	-	1,710
固定資産除却損	337	-
固定資産売却損益(は益)	747	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	134
売上債権の増減額(は増加)	11,115	7,944
たな卸資産の増減額(は増加)	38,299	46,450
仕入債務の増減額(は減少)	6,271	25,002
未払金の増減額(は減少)	24,419	5,806
その他	64,245	13,260
小計	44,498	38,048
利息及び配当金の受取額	7	224
利息の支払額	1,225	1,458
助成金の受取額	-	1,710
和解金の受取額	200	-
法人税等の還付額	-	21,510
法人税等の支払額	121,383	16,564
営業活動によるキャッシュ・フロー	77,903	32,626
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	826	-
有形固定資産の取得による支出	90,402	112,253
無形固定資産の取得による支出	43,574	65,995
関係会社株式の取得による支出	39,500	380
投資有価証券の取得による支出	-	154,580
投資有価証券の売却による収入	-	6,920
貸付金の回収による収入	-	2,968
貸付金の貸付による支出	-	27,000
敷金の差入による支出	120,573	58,650
敷金の回収による収入	7,000	12,220
保証金の差入による支出	4,294	4,570
その他	10	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	290,529	401,321
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	100,000
長期借入れによる収入	470,000	350,000
長期借入金の返済による支出	335,606	132,836
株式の発行による収入	546,225	120
リース債務の返済による支出	557	371
財務活動によるキャッシュ・フロー	680,061	316,912
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	311,629	117,035
現金及び現金同等物の期首残高	345,685	657,315
現金及び現金同等物の期末残高	657,315	540,279

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を採用しております。レンタル着物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～20年
構築物	10年～15年
機械及び装置	10年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
レンタル着物	7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
商標権	10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第30号 2018年3月30日企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、現時点において評価中であり
ます。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が7,179千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が同額増加しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	89,184千円	116,859千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
当座貸越極度額の総額	200,000千円	200,000千円
借入実行残高	-	100,000
差引額	200,000	100,000

(損益計算書関係)

1 商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
	8,087千円	36,256千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
車両運搬具	747千円	- 千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
建物	337千円	- 千円

4 減損損失

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当事業年度において、当社の以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
なんばマルイ簀や 万作ほか9店舗	店舗内装 及び店舗備品	建物及び 工具、器具及び備品	16,514千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、グルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(16,514千円)として計上しております。なお、減損損失の内訳は、建物13,158千円、工具、器具及び備品3,355千円であります。

減損損失の測定における回収可能価額の算定に当たっては、使用価値より測定しており、当事業年度において減損損失を計上したのものについては、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスになったことから、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当事業年度において、当社の以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
北海道	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
宮城県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
千葉県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
東京都	店舗他	建物及び 工具、器具及び備品 及びソフトウェア
愛知県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
京都府	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
大阪府	店舗	工具、器具及び備品
兵庫県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
岡山県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品
鳥取県	店舗	建物
広島県	店舗	工具、器具及び備品
福岡県	店舗	建物
沖縄県	店舗	建物及び 工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、グルーピングしております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（60,937千円）として計上しております。なお、減損損失の内訳は、建物42,531千円、工具、器具及び備品6,747千円、ソフトウェア3,916千円、その他7,742千円であります。

減損損失の測定における回収可能価額の算定に当たっては、使用価値より測定しており、当事業年度において減損損失を計上したのものについては、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスになったことから、回収可能価額を零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,465,700	350,600	-	2,816,300
合計	2,465,700	350,600	-	2,816,300

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加350,600株は、公募増資による増加290,000株、及び第三者割当増資による増加60,600株、によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出 会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年 度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,816,300	2,400	-	2,818,700
合計	2,816,300	2,400	-	2,818,700

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,400株は、ストックオプション行使による新株増加によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的と なる株式 の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業 年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出 会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金	670,815千円	502,424千円
その他(預け金)	1,000	52,354
計	671,815	554,779
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	14,500	14,500
現金及び現金同等物	657,315	540,279

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

本社における事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として、流動性・安全性に優れた金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に店舗賃貸借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に店舗の新規出店に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念を早期に把握し、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に出店に伴う差入敷金であり、移転・退店時の敷金の回収については貸主の信用リスクに晒されておりますが、貸主毎の信用状況を契約時及び定期的に把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握してリスク軽減を図っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	670,815	670,815	-
(2) 売掛金	146,024	146,024	-
資産計	816,840	816,840	-
(1) 買掛金	43,828	43,828	-
(2) 未払金	172,952	172,952	-
(3) リース債務(1年内含む)	928	927	1
(4) 長期借入金(1年内含む)	427,352	427,375	23
負債計	645,061	645,083	21

当事業年度（2019年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	502,424	502,424	-
(2) 売掛金	138,079	138,079	-
(3) 投資有価証券	132,849	132,849	-
(4) 関係会社長期貸付金(1年内 含む)	24,031	23,991	39
資産計	797,384	797,345	39
(1) 買掛金	68,831	68,831	-
(2) 未払金	166,831	166,831	-
(3) リース債務(1年内含む)	371	371	0
(4) 短期借入金	100,000	100,000	-
(5) 長期借入金(1年内含む)	644,516	642,928	1,587
(6) 未払法人税等	6,189	6,189	-
負債計	986,740	985,152	1,587

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(4) 関係会社長期貸付金(1年内含む)

関係会社長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(4) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務(1年内含む)、(5) 長期借入金(1年内含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
非上場株式	3,006	3,126
関係会社株式	39,500	39,880
敷金	260,900	299,090

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	670,815	-	-	-
売掛金	146,024	-	-	-
合計	816,840	-	-	-

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	502,424	-	-	-
売掛金	138,079	-	-	-
関係会社長期貸付金	3,375	13,500	7,156	-
合計	643,878	13,500	7,156	-

4. 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2018年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	106,776	100,776	93,376	83,976	42,448	-
リース債務	557	371	-	-	-	-
合計	107,333	101,147	93,376	83,976	42,448	-

当事業年度(2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	171,456	164,056	154,656	113,128	41,220	-
リース債務	371	-	-	-	-	-
合計	271,827	164,056	154,656	113,128	41,220	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年12月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額39,500千円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載していません。

当事業年度(2019年12月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額39,880千円)は、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載していません。

2. その他有価証券

前事業年度(2018年12月31日)

非上場株式(貸借対照表計上額3,006千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから記載していません。

当事業年度(2019年12月31日)

区分	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	132,849	147,794	14,945
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
小計	132,849	147,794	14,945
合計	132,849	147,794	14,945

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額3,126千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2018年1月1日至2018年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自2019年1月1日至2019年12月31日)

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	6,920	134	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	6,920	134	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 5名 社外協力者 4名	当社取締役 2名 当社従業員 14名 社外協力者 3名
株式の種類別の ストック・オプション の数(注)	普通株式 67,800株	普通株式 16,200株
付与日	2016年3月31日	2016年12月28日
権利確定条件	<p>権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。</p> <p>但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	<p>権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人もしくは当社の取締役会が認める社外協力者の地位にあることを要する。</p> <p>但し、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等の正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りでない。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。	対象勤務期間は定めておりません。
権利行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月29日	自 2018年12月29日 至 2026年12月19日

(注) 第7回及び第8回新株予約権は、2017年12月29日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前 (株)	-	-
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)	-	-
前事業年度末	60,000	12,000
権利確定	-	-
権利行使	2,400	-
失効	7,200	2,100
未行使残	50,400	9,900

(注) 第7回及び第8回新株予約権は、2017年12月29日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格 (円)	50	1,000
行使時平均株価 (円)	1,516	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 第7回及び第8回新株予約権は、2017年12月29日付株式分割（普通株式1株につき300株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価は、その付与時点において当社は株式を上場していないことから、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使額を控除する方法で算定しており、当社の株式の評価は純資産評価方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	48,302千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	3,189千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
商品評価損	2,476千円	10,344千円
減損損失	5,056	23,719
未払事業税	2,391	3,339
賞与引当金	1,905	2,468
繰越欠損金	-	19,786
その他有価証券評価差額金	76	4,593
その他	2,414	3,072
繰延税金資産小計	14,320	67,323
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	19,786
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	45,769
評価性引当額小計(注)	-	65,555
繰延税金資産合計	14,320	1,768
繰延税金負債		
圧縮積立金	2,210	1,768
繰延税金負債合計	2,210	1,768
繰延税金資産の純額	12,110	-

(注) 評価性引当額が65,555千円増加しております。これは繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、繰延税金資産を取り崩したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を19,786千円認識したことによるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
法定実効税率	30.9%	- %
(調整)		
住民税均等割	10.7	-
留保金課税	4.0	-
所得拡大促進税制による税額控除	2.4	-
その他	0.5	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	-	39,880
持分法を適用した場合の投資の金額	-	28,165
持分法を適用した場合の投資損失の金額	-	11,715

(注) 前事業年度は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に対する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は18,187千円と見積られ、当事業年度に帰属する870千円を当事業年度の費用に計上しております。

当事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

当社は、建物の賃貸借契約に係る原状回復義務について、資産除去債務の計上に代えて資産計上された敷金のうち、回収が見込めない金額を合理的に見積り、敷金から残余賃貸期間で償却する方法をとっております。

その結果、原状回復費用の総額は24,432千円と見積られ、当事業年度に帰属する1,142千円を当事業年度の費用に計上しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に部門を置き、各部門は取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

すなわち、当社は部門を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「モノ事業」「コト事業」の2つを報告セグメントとしております。

「モノ事業」においては、かんざしを始めとしたオリジナル商品の店舗販売、長年にわたる小売店舗の運営経験を活かしたOEMでの販売、及びオリジナル商品のインターネット上での通信販売を行っております。「コト事業」においては、観光客をメインターゲットに、街歩き向きの着物のレンタル店を、京都を中心に店舗展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	財務諸表計上額
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,000,990	728,776	2,729,767	2,729,767	-	2,729,767
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,000,990	728,776	2,729,767	2,729,767	-	2,729,767
セグメント利益	352,339	112,228	464,567	464,567	359,759	104,807
セグメント資産	775,502	208,609	984,112	984,112	888,125	1,872,237
その他の項目						
減価償却費	11,358	36,776	48,134	48,134	6,716	54,851
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	39,024	80,128	119,152	119,152	19,358	138,511

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない本社管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産であります。
- (3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。
- (4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加であります。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注)	財務諸表計上額
	モノ事業	コト事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,215,392	818,564	3,033,957	3,033,957	-	3,033,957
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,215,392	818,564	3,033,957	3,033,957	-	3,033,957
セグメント利益	269,674	55,594	325,268	325,268	441,268	116,000
セグメント資産	881,240	309,132	1,190,372	1,190,372	851,146	2,041,519
その他の項目						
減価償却費	14,944	47,993	62,938	62,938	11,876	74,814
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	54,154	82,573	136,728	136,728	56,603	193,331

（注）1．調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない本社管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額は、報告セグメントに帰属しない現金及び預金、管理部門に係る資産であります。

(3)減価償却費の調整額は、全社資産に係る減価償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の増加であります。

2．セグメント利益は、損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	モノ(注1)	コト(注2)	合計
外部顧客への売上高	2,000,990	728,776	2,729,767

(注) 1. モノとは、かざし、帯留め、傘、シルバーアクセサリー等の商品であります。
2. コトとは、着物のレンタル等のサービスであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	モノ(注1)	コト(注2)	合計
外部顧客への売上高	2,215,392	818,564	3,033,957

(注) 1. モノとは、かざし、帯留め、傘、シルバーアクセサリー等の商品であります。
2. コトとは、着物のレンタル等のサービスであります。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	モノ事業	コト事業	合計
減損損失	12,711	3,802	16,514

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	モノ事業	コト事業	合計
減損損失	35,300	25,637	60,937

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連 会社	株式会社 TRUST	東京都多 摩市	10,000	設計・ 施工	(被所有) 直接38.0	関連会社 (資金援助)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注)	27,000 2,968 170	1年内 回収予 定の関 係会社 長期貸 付金	3,375
									関係会 社長期 貸付金	20,656

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘考し、利率を決定しております。

なお、担保の受入は行っておりません。

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	最上 夢人	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 9.4	債務被保証	当社の不動 産賃貸借契 約の債務被 保証 (注)	11,489	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について、専務取締役最上夢人から債務保証を受けております。

取引金額については、当事業年度の賃借料等(消費税等抜き)を記載しています。

なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	最上 夢人	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 9.4	債務被保証	当社の不動 産賃貸借契 約の債務被 保証 (注)	15,375	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について、専務取締役最上夢人から債務保証を受けております。

取引金額については、当事業年度の賃借料等(消費税等抜き)を記載しています。

なお、保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	418.39円	344.93円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()	14.79円	67.90円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	14.43円	-

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 当社株式は、2018年3月29日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、2018年12月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	40,364	191,350
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失() (千円)	40,364	191,350
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,729,044	2,818,082
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	67,600	-
(うち新株予約権(株))	(67,600)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

(募集新株予約権(業績連動型新株予約権)の発行について)

当社は2019年12月24日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び社外協力者に対し、株式会社和心第9回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することを決議し、2020年1月10日に付与いたしました。その内容は以下のとおりです。

1. 新株予約権の数

426個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 42,600株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価格は、309円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者評価機関である株式会社 Stewart McLaren(以下、「Stewart McLaren」という。)に依頼し、算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、Stewart McLarenは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年12月23日の東京証券取引所における当社株価の終値971円/株、株価変動率27.87%、配当利回り0.00%、安全資

産利子率0.07%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額971円/株、満期までの期間7.27年)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しております。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金971円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<東京証券取引所マザーズ市場>における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年4月1日から2027年3月31日(但し、2027年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

ただし、新株予約権者は割当を受けた本新株予約権のうち、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができるものとする。

「(6)新株予約権の行使の条件」を満たし、権利行使可能となった日から1年間割当を受けた本新株予約権の50%

に定める期間の終了から本新株予約権の行使期間満了日まで割当を受けた本新株予約権の100%

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2021年12月期から2024年12月期までのいずれかの事業年度において、監査済みの当社損益計算書の売上高の額が5,000百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。なお、売上高の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書における売上高を参照するものとする。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があっ

た場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人または社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2020年1月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

(1)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2)新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、

それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引き換えにする金銭の払い込みの期日

2020年1月9日

9. 新株予約権の割り当てを受ける者及び数

当社取締役、従業員17名 418個

社外協力者1名 8個

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	114,971	71,623	43,068 (42,531)	143,526	27,587	10,177	115,938
構築物	1,032	-	-	1,032	868	46	163
機械及び装置	18,236	-	-	18,236	10,323	1,978	7,912
車両運搬具	2,634	-	-	2,634	2,634	514	-
工具、器具及び備品	49,282	12,063	6,747 (6,747)	54,598	37,506	10,188	17,092
レンタル着物	87,725	25,224	-	112,949	35,053	14,391	77,896
リース資産	3,096	-	-	3,096	2,755	517	340
建設仮勘定	2,252	3,761	-	6,014	-	-	6,014
その他	130	-	-	130	130	43	-
有形固定資産計	279,361	112,672	49,815 (49,278)	342,217	116,859	37,857	225,358
無形固定資産							
商標権	1,987	-	-	1,987	1,262	116	725
ソフトウェア	136,189	80,659	3,916 (3,916)	212,932	92,687	36,841	120,244
ソフトウェア仮勘定	16,824	-	16,176	648	-	-	648
その他	64	-	-	64	-	-	64
無形固定資産計	155,065	80,659	20,092 (3,916)	215,631	93,949	36,957	121,681
長期前払費用	49,922	11,845	7,742 (7,742)	54,024	29,149	14,939	24,875
繰延資産							
株式交付費	3,104	-	-	3,104	2,003	1,034	1,100
繰延資産計	3,104	-	-	3,104	2,003	1,034	1,100

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	増加/減少	内容	金額(千円)
建物	増加	新規出店等	71,623
建物	減少	減損	42,531
工具、器具及び備品	増加	彫刻機等	11,884
工具、器具及び備品	減少	減損	6,747
レンタル着物	増加	新規出店等	25,224
ソフトウェア	増加	ウェブサイト	30,072
ソフトウェア	増加	ERP導入費	50,587

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	100,000	0.3%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	106,776	171,456	0.3%	-
1年以内に返済予定のリース債務	557	371	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	320,576	473,060	0.3%	2020年 ~2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	371	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	428,280	744,887	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	164,056	154,656	113,128	41,220

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	6,220	8,061	6,220	-	8,061

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	12,337
預金	
普通預金	475,587
定期預金	14,500
小計	490,087
合計	502,424

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社バイジェント	30,314
三菱UFJニコス株式会社	20,239
株式会社 丸井グループ	9,468
株式会社UrbanCamouflage	8,723
株式会社ヒロモリ	7,089
その他	62,245
合計	138,079

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
146,024	2,248,614	2,044,619	138,079	85.4	23.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．商品

品目	金額(千円)
和装飾品、和傘、和箸等	339,067
合計	339,067

固定資産
イ．敷金
店舗別内訳

店舗名	金額(千円)
きものレンタルwargo銀座本店	15,399
きものレンタルwargo新宿駅前店	14,187
京錦北斎グラフィック	10,000
浅草新仲見世北斎グラフィック	10,000
その他	249,504
合計	299,090

ロ．投資有価証券
銘柄別内訳

銘柄名	金額(千円)
ワタナベウエディング株式会社	125,163
東海汽船株式会社	7,686
その他	3,126
合計	135,975

流動負債
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
CHENG MENG CO., LIMITED	17,739
株式会社I-ne	6,534
Daiko logix Co., Ltd.	6,218
KUTY Co., Ltd.	4,617
DongGuan GuanXin CG Co., Ltd.	3,368
その他	30,352
合計	68,831

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
給与	86,107
厚生年金機構	16,178
東京ニットファッション健康保険組合	11,318
American Express International, Inc.	7,435
三井住友トラストクラブ株式会社	7,267
その他	38,525
合計	166,831

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	715,316	1,488,148	2,297,969	3,033,957
税引前四半期(当期)純損失()(千円)	6,827	2,739	25,753	168,982
四半期(当期)純損失()(千円)	4,736	1,900	11,232	191,350
1株当たり四半期(当期)純損失()(円)	1.68	0.67	6.34	67.90

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	1.68	1.01	5.66	61.55

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 https://www.wagokoro.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款にて定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第16期）（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月29日関東財務局長に提出

(2)四半期報告書及び確認書

事業年度（第17期第1四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月15日関東財務局長に提出

事業年度（第17期第2四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日関東財務局長に提出

事業年度（第17期第3四半期）（自 2019年1月1日 至 2019年9月30日）2019年11月14日関東財務局長に提出

(3)臨時報告書

2020年3月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

株式会社和心
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 屋 光 輝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社和心の2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社和心の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。